コンプライアンス

P 2022年の目標	D 2022年の主な実績	C 達成状況	A 2023年の目標
コンプライアンス教育の継続	・新入社員・昇格者へのコンプライアンス講座の実施 ・eラーニングによる教育の実施	★★★	・コンプライアンス教育の継続 ・コンプライアンスハンドブックの見直し
コンプライアンス委員会によるモニタリングチェックの継続	・コンプライアンス委員会の実施（2回） ・ハラスメントアンケートの実施	★★★	コンプライアンス委員会によるモニタリングチェックの継続
重大違反件数ゼロ	行政からの指導事案が3件発生	★	重大違反件数ゼロ

企業倫理と法令遵守

行動憲章および行動基準マニュアル

東亞合成グループでは、すべての役員・従業員が良き社会人として行動するための根本規範かつ正しい行動のよりどころとして、「東亞合成グループ行動憲章」および「東亞合成グループ行動基準マニュアル」を定めています。

これらは当社グループの全従業員が所持するコンプライアンスハンドブックにも記載し、従業員への周知を図っています。

コンプライアンス委員会

社外委員（社外弁護士）を含む委員で構成するコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、コンプライアンスを重視した経営を行うため、当社事業所およびグループ各社（海外現地法人含む）のコンプライアンス施策の実施状況を定期的に監督・調査し、改善勧告を行っています。

TOPICS　ハラスメントアンケートの実施

2020年にハラスメント等に関するアンケートを実施し、この結果を踏まえて2020年、2021年に役員、従業員に対しハラスメント防止セミナーを行いました。2022年は、このセミナーによる効果を確認するために再度ハラスメント等に関するアンケートを実施しました。本アンケートの結果を踏まえ、当社グループはさらにハラスメントのない職場づくりを進めます。

コンプライアンス教育

コンプライアンス意識浸透のため、従業員の階層別教育やグループ全体への教育、各職場単位での自主的な教育を推進しています。当社グループでは、例年、新入社員や管理職への階層別教育のほか、各職場においてコンプライアンスハンドブック等を利用した教育を実施しています。本ハンドブックでは法令だけでなく事業活動上注意すべき様々な事項がわかりやすく記載されており、従業員の網羅的な啓発に役立っています。

加えて、eラーニングシステムやウェブサイトを利用した教育プログラムも推進しています。2022年は文書管理に関するeラーニング、ウェブ会議システムを利用した契約書セミナーを実施し、多くの従業員が受講しました。

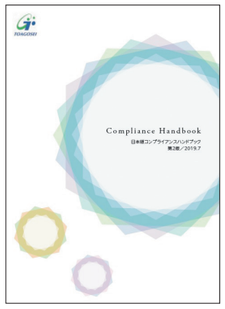

コンプライアンスハンドブック

eラーニングの様子

事業活動上のコンプライアンス

当社グループでは、法令に則した事業活動を行うために規程類の整備や社内機関による審査を行っています。

たとえば独占禁止法・下請法の場合、当社の指針や取組みを「独占禁止法遵守マニュアル」に定めているほか、製品価格の改定時には社内の「独占禁止法遵守委員会」の審査を経ることで法令違反を防ぐよう努めています。

人権尊重

当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際的な人権基準・原則や、政府策定の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の理念を支持するとともに、強制労働、児童労働、差別、ハラスメントをはじめとした人権侵害を一切行いません。

この考えを明確にするため、当社グループでは、2022年に当社取締役会承認のもと「東亞合成グループ人権方針」を定め、当社ウェブサイトで公表しています。また、本方針に従い、人権デューデリジェンスの仕組みの構築を進めるとともに、人権課題の把握と防止・軽減に努めています。

2022年には、人権等の課題に関する当社の姿勢を取引先様に理解いただくため、新たに「東亞合成グループ　サステナブル調達ガイドライン」を定め、当社ウェブサイトで公表しています。

企業倫理ヘルプライン

コンプライアンスに関する問題を早期に発見して解決する自浄システムとして「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」を社内・社外にそれぞれ設置し、専用の電話・Eメールで連絡を受け付けています。

また、「セクシャルハラスメント等相談専用窓口」を設置し、性別を問わず働きやすい環境づくりにも力を注いでいます。2022年には、匿名での通報などをはじめとする通報者の保護や内部通報体制の実効性向上を目的として、内部通報に関する規程を設けました。

東亞合成グループ 人権方針（抜粋）

❶ 基本方針

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際的な人権基準・原則を支持し、その理念を尊重した取組みを実施していきます。当社グループは、事業活動を行う国・地域において適用される法令を理解し、遵守します。国際的に認知されている人権の基準と各国や各地域の法令の要求事項が相反する場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

❷ 人権尊重

当社グループは、事業活動が人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、自社従業員やビジネスパートナー、地域社会の皆様などのバリューチェーン上のステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすことを目指します。また、事業活動のすべての領域において、自らの活動を通じて人権侵害を引き起こしたり、助長しないように努めます。

❸ 人権デューデリジェンスの実施

当社グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を特定・評価し、その防止と軽減に努めます。また、当社グループが人権侵害を引き起こした場合または助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正・救済に取り組みます。潜在的な、または実際に発生している人権への負の影響に対応するために、関連するステークホルダーとの建設的な対話を行い、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

❹ 苦情処理メカニズム

当社グループは、人権への負の影響を含む事業活動に関する懸念について、従業員が報復を恐れずに通報できる窓口を設けています。また、通報者に対しては、通報等を理由とした一切の不利益取扱いを禁止しています。今後も、実効的な苦情処理の仕組みの構築に取り組んでいきます。